

福島第二原子力発電所3号機の安全確保に係る取組状況について

平成20年12月3日

東京電力(株)福島第二原子力発電所3号機（以下「当該機」という。）は、平成20年9月6日から平成20年12月上旬までの予定で原子炉を停止し、第15回定期検査（定期事業者検査）を実施している。この間、県は、事業者から、安全確保協定に基づく通報連絡等により、適宜、報告を受け、立地町とともに当該機の安全確保に関する取組状況を確認してきた。その結果は以下のとおりである。

- 当該機においては、今停止期間中に、原子炉、タービン等機器・構造物の定例的な点検及び補修後の炉心シュラウドの健全性の確認等を計画的に実施するとともに、配管減肉管理指針に基づいた点検などのトラブル再発防止への取組み、保守性向上を目的としたエリアモニタリング設備改造工事等の予防保全の取組みが進められている。

- 制御棒駆動水圧系に関して、当該機を含み、当該系統隔離復旧作業の際の制御棒ひき抜け等が過去に発生していたことが昨年判明したことから、事業者においてはハード、ソフト両面にわたる再発防止の徹底を図ってきたところであるが、今定期検査中、制御棒の機能検査中に制御棒が過挿入する事象が発生した。

原因は、当該系の水圧制御ユニットの分解点検において、従来とは異なり、床の塗膜片や養生テープの切れ端といった微細な異物が混入しやすい環境でフィルタ点検作業を行ったために、当該ユニットを再び組み立てた際に異物が混入し、弁に噛み込み、シートリークが発生したためと推定された。

事業者においては、今後点検作業を行う際には、微細な異物混入防止に細心の注意を払うとともに、作業管理のあり方の見直し、社員、作業者の異物混入防止に対する意識の向上など、より安全かつ確実な作業環境の構築に向けた取組みが求められる。

- 今定期検査期間中、県への情報提供に基づく事業者における調査の結果、残留熱除去系の弁点検作業の際に不適合管理として報告がなされず処理された事案があったことが判明した。県はこれまでも、不正問題再発防止に係る様々な取り組みについて、協力企業を含め原子力発電所に関わる全員が真に納得して取り組むことが重要であり、そうした取組みの必要性について不断に理解の促進と意識の浸透に努めていくことを求めてきたが、事業者においては、今後とも、現場の作業に携わる一人一人に至るまで、安全意識、品質意識が共有化され、安全上の問題や意見をオープンに出せる風土と問題解決の仕組みの構築と運営に一層努めていくことが求められる。

- 事業者においては、プラントの耐震安全性評価に関して現在、平成 19 年 7 月に発生した新潟県中越沖地震を受けて、追加で行った地質調査結果も踏まえた再評価を実施しているところであるが、最新の知見を適切に反映し、耐震安全性の再評価を迅速かつ確実に実施する必要がある。また新潟県中越沖地震による柏崎刈羽原子力発電所の事態を踏まえ、ハード、ソフト両面にわたる耐震安全、信頼性向上の対策を速やかに実施し、原子力発電所の総合的な耐震安全性確保・向上を図っていくことが求められる。

- 事業者においては今後、当該機での起動試験の各段階の確認作業等を慎重に進めていくとともに、引き続き、一層の安全性と信頼性の向上の観点に立った点検、補修等、安全・安心対策を、立地地域を始め県民の目に見える形で一つひとつ着実に、かつ継続的に実施し、その結果をわかりやすく説明することによって信頼回復に向けた努力を積み重ねていくことが求められる。

- 県としては、今後とも立地自治体としての立場で、立地地域はもとより、県民の安全・安心を基本に、事業者の安全確保、信頼回復に向けた取組状況について確認していく等、適切に対応していくこととする。